

経 済 産 業 省

平成 22・07・02 商第 3 号

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部を改正する
基準を次のように制定する。

平成 22 年 7 月 5 日

経済産業大臣 直嶋 正行

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部
を改正する基準

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準（平成 14・03・
13 商第 6 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この基準は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の適用について、施行後 3 年間は、なお従前の例によることができる。

(別紙)

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部を改正する基準新旧対照表(傍線部分は改正部分)

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14・03・13商第6号)

改正後				現行			
1～4 (略) 表1. 電気安全に関する基準				1～4 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基準			備考	基準			備考
基準番号	表題	本文		基準番号	表題	本文	
J60065(H20) 、 J60112(H14)	(略)			J60065(H20) 、 J60112(H14)	(略)		
J60127-1(H22)	ミニチュアヒューズ - 第1部:ミニチュアヒューズに関する定義及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	JIS C 657 5-1:2009	IEC 60127-1(2006)に対応	J60127-1(H20)	ミニチュアヒューズ - 第1部:ミニチュアヒューズに関する定義及びミニチュアヒューズリンクに対する一般要求事項	JIS C 657 5-1:2005	IEC 60127-1(1988),Amd.No.1(1999),Amd.No.2(2002)に対応
J60127-2(H20)	(略)			J60127-2(H20)	(略)		
J60127-3(H20)	(略)			J60127-3(H20)	(略)		

J60127-4 (H22)	ミニチュアヒューズ - 第4部：UMヒューズ リンク(UMF)並び にその他の端子挿入形 及び表面実装形ヒュー ズリンク	JIS C 657 5-4:2009	IEC 60127-4(2005),A md.No.1(2008)に対応	J60127-4 (H20)	ミニチュアヒューズ - 第4部：UMヒューズ リンク(UMF)及び その他の包装ヒューズ リンク(その他の包装 ヒューズ)	JIS C 657 5-4:2005	IEC 60127-4(1996),A md.No.1(2002),Amd.N o.2(2003)に対応
J60155(H14) ゝ J60670-2 2(H20)	(略) (略)			J60155(H14) ゝ J60670-2 2(H20)	(略) (略)		
J60691(H22)	温度ヒューズ - 要求事項及びガイドラ イン	JIS C 669 1:2009	IEC 60691(2002),Amd. No.1(2006)に対応	J60691(H20)	温度ヒューズ - 要求事項及びガイドラ イン	JIS C 669 1:2003	IEC 60691(1993),Amd. No.1(1995),Amd.No.2(2000)に対応
J60695-2 -1/0(H14) ゝ J60730-2 -19(H20)	(略) (略)			J60695-2 -1/0(H14) ゝ J60730-2 -19(H20)	(略) (略)		
J60745-1 (1版-H1 4)	手持ち型電動工具の安 全 パート1：一般要求事 項 (以下「1版対応の	別紙135	IEC 60745-1(1982)に 対応	J60745-1 (H14)	手持ち型電動工具の安 全 パート1：一般要求事 項	別紙135	IEC 60745-1(1982)に 対応

	パート1」という。)						
J60745-1 (3.2版-H 22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第1部：通則	JIS C 974 5-1:2009	IEC 60745-1(2001), A md.No.1(2002), Amd. No.2(2003)に対応	(新設)			
J60745-2 -1(H22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第2 - 1部：ドリル及 び振動ドリルの個別要 求事項	JIS C 974 5-2-1:2009	IEC 60745-2-1(2003) に対応	J60745-2 -1(H14)	手持ち型電動工具の安 全 パート2：電気ドリル の個別要求事項	別紙136	IEC 60745-2-1(1989), Amd.No.1(1992)に対 応
J60745-2 -2(H22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第2 - 2部：電動スク リュドライバ及びイン パクトレンチの個別要 求事項	JIS C 974 5-2-2:2009	IEC 60745-2-2(2003) に対応	J60745-2 -2(H14)	手持ち型電動工具の安 全 パート2：電気スクリ ュドライバ及びイン パクトレンチの個別 要求事項	別紙137	IEC 60745-2-2(1982), Amd.No.1(1991)に対 応
J60745-2 -3(H22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第2 - 3部：グライン ダ、ポリッシャ及びデ ィスクサンダの個別要 求事項	JIS C 974 5-2-3:2009	IEC 60745-2-3(2006) に対応	J60745-2 -3(H14)	手持ち型電動工具の安 全 パート2：グラインダ ー、ポリッシャー及び ディスクサンダーの個 別要求事項	別紙138	IEC 60745-2-3(1984), Amd.No.1(1995)に対 応
J60745-2 -4(H22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第2 - 4部：ディスク タイプ以外のサンダ及	JIS C 974 5-2-4:2009	IEC 60745-2-4(2002) に対応	J60745-2 -4(H14)	手持ち型電動工具の安 全 パート2：サンダーの 個別要求事項	別紙139	IEC 60745-2-4(1983), Amd.No.1(1992),Amd. No.2(1995)に対応

	びポリッシャの個別要求事項						
J60745-2-5(H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 5部：丸のこの個別要求事項	JIS C 974 5-2-5:2009	IEC 60745-2-5(2003) に対応	J60745-2-5(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：丸鋸及び円盤式ナイフの個別要求事項	別紙140	IEC 60745-2-5(1993) に対応
J60745-2-6(H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 6部：ハンマの個別要求事項	JIS C 974 5-2-6:2009	IEC 60745-2-6(2003), Amd.No.1(2006) に対応	J60745-2-6(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：ハンマの個別要求事項	別紙141	IEC 60745-2-6(1989), Amd.No.1(1992) に対応
J60745-2-7(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項(1版対応のパート1を併用する)	別紙142	IEC 60745-2-7(1989) に対応	J60745-2-7(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項	別紙142	IEC 60745-2-7(1989) に対応
J60745-2-8(H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 8部：シャー及びニブラの個別要求事項	JIS C 974 5-2-8:2009	IEC 60745-2-8(2003) に対応	J60745-2-8(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：シートメタルシャーの個別要求事項	別紙143	IEC 60745-2-8(1982), Amd.No.1(1992) に対応
J60745-2-9(H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 9部：タッパの	JIS C 974 5-2-9:2009	IEC 60745-2-9(2003) に対応	J60745-2-9(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：タッパの	別紙144	IEC 60745-2-9(1984) に対応

	個別要求事項				個別要求事項		
J60745-2-11(H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 1 1部：往復動のこぎり(ジグソー及びセーバーソー)の個別要求事項	JIS C 974 5-2-11:200 9	IEC 60745-2-11(2003)に対応	J60745-2-11(H14)	手持ち型電動工具の安全 全 パート2：往復動のこぎりの個別要求事項(ジグソー及びセーバーソー)	別紙145	IEC 60745-2-11(1984)に対応
J60745-2-12(H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 1 2部：コンクリートパイプレータの個別要求事項	JIS C 974 5-2-12:200 9	IEC 60745-2-12(2003)に対応	J60745-2-12(H14)	手持ち型電動工具の安全 全 パート2：コンクリートパイプレータの個別要求事項(内部振動)	別紙146	IEC 60745-2-12(1982), Amd.No.1(1991)に対応
J60745-2-13(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：チェーンソーの個別要求事項(1版対応のパート1を併用する)	別紙147	IEC 60745-2-13(1989), Amd.No.1(1992)に対応	J60745-2-13(H14)	手持ち型電動工具の安全 全 パート2：チェーンソーの個別要求事項	別紙147	IEC 60745-2-13(1989), Amd.No.1(1992)に対応
J60745-2-14(H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 1 4部：かんなの個別要求事項	JIS C 974 5-2-14:200 9	IEC 60745-2-14(2003), Amd.No.1(2006)に対応	J60745-2-14(H14)	手持ち型電動工具の安全 全 パート2：かんなの個別要求事項	別紙148	IEC 60745-2-14(1984)に対応
J60745-2	手持ち型電動工具の安	別紙149	IEC 60745-2-15(1984)	J60745-2	手持ち型電動工具の安	別紙149	IEC 60745-2-15(1984)

-15(H14))	全 パート2：ヘッジトリ マー及びグラスシャー の個別要求事項(1版対 応のパート1を併用す る)		に対応	-15(H14))	全 パート2：ヘッジトリ マー及びグラスシャー の個別要求事項		に対応
J60745-2 -16(H14)	手持ち型電動工具の安 全 パート2：タッカーの 個別要求事項(1版対応 のパート1を併用する)	別紙150	IEC 60745-2-16(1993) に対応	J60745-2 -16(H14)	手持ち型電動工具の安 全 パート2：タッカーの 個別要求事項	別紙150	IEC 60745-2-16(1993) に対応
J60745-2 -17(H22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第2 - 17部：ルー ター及びトリマーの個別要求 事項	JIS C 974 5-2-17:200 9	IEC 60745-2-17(2003) に対応	J60745-2 -17(H14)	手持ち型電動工具の安 全 パート2：ルーター及 びトリマーの個別要求 事項	別紙151	IEC 60745-2-17(1989) に対応
J60745-2 -18(H22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第2 - 18部：バンド 掛け機の個別要求事項	JIS C 974 5-2-18:200 9	IEC 60745-2-18(2003) に対応	(新設)			
J60745-2 -19(H22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第2 - 19部：ジョイ ンタの個別要求事項	JIS C 974 5-2-19:200 9	IEC 60745-2-19(2005) に対応	(新設)			
J60745-2	手持ち形電動工具 - 安	JIS C 974	IEC 60745-2-20(2003)	(新設)			

-20(H22))	全性 - 第 2 - 2 0 部 : 帯のこ の個別要求事項	5-2-20:200 9	に対応				
J60745-2 -21(H22))	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第 2 - 2 1 部 : 排水管 洗浄機の個別要求事項	JIS C 974 5-2-21:200 9	IEC 60745-2-21(2002) に対応	(新設)			
J60811-1 -1(H14))	(略)			J60811-1 -1(H14))	(略)		
J60928(H14)	(略)			J60928(H14)	(略)		
J60950-1 (H22)	情報技術機器 - 安全性 - 第 1 部 : 一般要求事項	JIS C 695 0-1:2009	IEC 60950-1(2001)に 対応	J60950(H19)	情報技術機器の安全性	別紙163	IEC 60950(1999)に対 応
J60968(H14)	(略)			J60968(H14)	(略)		
J60974-1 (H22)	アーク溶接装置 - 第 1 部 : アーク溶接電 源	JIS C 930 0-1:2006+ 追補:2008	IEC 60974-1(2005)に 対応	(新設)			
J60974-3 (H22)	アーク溶接装置 - 第 3 部 : アーク起動及 びアーク安定化装置	JIS C 930 0-3:2007	IEC 60974-3(2003)に 対応	(新設)			

J60974-6 (H22)	アーク溶接装置 - 第 6 部：限定使用率被 覆アーク溶接電源	JIS C 930 0-6:2006	IEC 60974-6(2003)に 対応	(新設)			
J60974-7 (H22)	アーク溶接装置 - 第 7 部：トーチ	JIS C 930 0-7:2007	IEC 60974-7(2005)に 対応	(新設)			
J60974-1 1(H22)	アーク溶接装置 - 第 1 1 部：溶接棒ホル ダ	JIS C 930 0-11:2008	IEC 60974-11(2004)に 対応	(新設)			
J60974-1 2(H22)	アーク溶接装置 - 第 1 2 部：溶接ケーブ ルジョイント	JIS C 930 0-12:2008	IEC 60974-12(2005)に 対応	(新設)			
J60998-1 (H22)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 - 第 1 部：通則	JIS C 281 4-1:2009	IEC 60998-1(2002)に 対応	J60998-1 (H14)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 パート 1：一般要求事 項	別紙165	IEC 60998-1(1990),A md.No.1(1998)に対応
J60998-2 -1(H22)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 - 第 2 - 1 部：ねじ形締 付式接続器具の個別要 求事項	JIS C 281 4-2-1:2009	IEC 60998-2-1(2002) に対応	J60998-2 -1(H14)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 パート 2：ねじ形締付 式接続器具の個別要求 事項	別紙166	IEC 60998-2-1(1990) に対応
J60998-2 -2(H22)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続	JIS C 281 4-2-2:2009	IEC 60998-2-2(2002) に対応	J60998-2 -2(H14)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続	別紙167	IEC 60998-2-2(1991) に対応

	器具 - 第 2 - 2 部 : ねじなし 形締付式接続器具の個 別要求事項				器具 パート 2 : ねじ無し形 締付式接続器具の個別 要求事項		
J60998-2 -3(H22)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 - 第 2 - 3 部 : 絶縁貫通 形締付式接続器具の個 別要求事項	<u>JIS C 281</u> <u>4-2-3:2009</u>	IEC 60998-2-3(2002) に対応	J60998-2 -3(H14)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 パート 2 : 絶縁貫通形 締付式接続器具の個別 要求事項	別紙168	IEC 60998-2-3(1991) に対応
J60998-2 -4(H22)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 - 第 2 - 4 部 : ねじ込み 形接続器具の個別要求 事項	<u>JIS C 281</u> <u>4-2-4:2009</u>	IEC 60998-2-4(2004) に対応	J60998-2 -4(H14)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 パート 2 : ねじ込み形 接続器具の個別要求事 項	別紙169	IEC 60998-2-4(1993) に対応
(削除)				J60998-2 -5(H14)	家庭用及びこれに類す る用途の低電圧用接続 器具 パート 2 : 端子又は接 続器具用の接続ボック ス(接続又は分岐用) の個別要求事項		
J61029-1 (H20)	(略)			J61029-1 (H20)	(略)		

J61386-2 3(H20)	(略)			J61386-2 3(H20)	(略)		
<u>J61534-1</u> (H22)	<u>ライティングダクト - 電源用ダクトの安全性 要求事項</u>	<u>JIS C 847</u> <u>3:2009</u>	<u>IEC 61534-1(2003)に 対応</u>	(新設)			
J61558-1 (H21) 、 J8528-8(H16)	(略)			J61558-1 (H21) 、 J8528-8(H16)	(略)		

本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表 2 .

基 準			備 考
基準番号	表 題	本 文	
J55001(<u>H22</u>)	雑音の強さの規定	別紙200	
J55013(<u>H22</u>)	音声及びテレビジョン 放送受信機並びに関連 機器の無線妨害波特性 の許容値及び測定法	別紙201	International Special Co mmittee on Radio Interf ace 規格 (以下「CISP R」という。) 13(<u>200</u> <u>1</u>),Amd.No.1(<u>2003</u>),A

本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表 2 .

基 準			備 考
基準番号	表 題	本 文	
J55001(<u>H20</u>)	雑音の強さの規定	別紙200	
J55013(<u>H14</u>)	音声及びテレビジョン 放送受信機並びに関連 機器の無線妨害波特性 の許容値及び測定法	別紙201	International Special Co mmittee on Radio Interf ace 規格 (以下「CISP R」という。) 13(<u>199</u> <u>6</u>),Amd.No.1(<u>1998</u>)に

			md.No.2(2006)に対応				対応
J55014-1 (H20)	(略)			J55014-1 (H20)	(略)		
J55015(H20)	(略)			J55015(H20)	(略)		
J55022(H22)	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法	別紙203	CISPR22(2005),Amd.No.1(2005),Amd.No.2(2006)に対応	J55022(H20)	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法	別紙203	CISPR22(1993),Amd.No.1(1995),Amd.No.2(1996)に対応

表3～表5 . . (略)

別紙6～別紙133 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

表3～表5 . (略)

別紙6～別紙133 (略)

別紙135 J60745-1(H14) 手持ち型電動工具の安全
パート1：一般要求事項 (略)

別紙136 J60745-2-1(H14) 手持ち型電動工具の
安全 パート2：電気ドリルの個別要求事項 (略)

別紙137 J60745-2-2(H14) 手持ち型電動工具の
安全 パート2：電動スクリュドライバー及びインパクト
レンチの個別要求事項 (略)

別紙138 J60745-2-3(H14) 手持ち型電動工具の
安全 パート2：グラインダ、ポリッシャー及びディスク

(削除)

(削除)

(削除)

別紙 1 4 2 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

別紙 1 4 7 (略)

サンダの個別要求事項 (略)

別紙 1 3 9 J 6 0 7 4 5 - 2 - 4 (H 1 4) 手持ち型電動工具の安全 パート 2 : サンダーの個別要求事項 (略)

別紙 1 4 0 J 6 0 7 4 5 - 2 - 5 (H 1 4) 手持ち型電動工具の安全 パート 2 : 丸鋸及び円盤式ナイフの個別要求事項 (略)

別紙 1 4 1 J 6 0 7 4 5 - 2 - 6 (H 1 4) 手持ち型電動工具の安全 パート 2 : ハンマーの個別要求事項 (略)

別紙 1 4 2 (略)

別紙 1 4 3 J 6 0 7 4 5 - 2 - 8 (H 1 4) 手持ち型電動工具の安全 パート 2 : シートメタルシャーの個別要求事項 (略)

別紙 1 4 4 J 6 0 7 4 5 - 2 - 9 (H 1 4) 手持ち型電動工具の安全 パート 2 : タッパーの個別要求事項 (略)

別紙 1 4 5 J 6 0 7 4 5 - 2 - 1 1 (H 1 4) 手持ち型電動工具の安全 パート 2 : 往復動のこぎりの個別要求事項 (ジグソー及びセーバーソー) (略)

別紙 1 4 6 J 6 0 7 4 5 - 2 - 1 2 (H 1 4) 手持ち型電動工具の安全 パート 2 : コンクリートバイブレータの個別要求事項 (内部振動) (略)

別紙 1 4 7 (略)

(削除)

別紙 1 4 9 (略)

別紙 1 5 0 (略)

(削除)

別紙 1 6 0 ~ 別紙 1 6 2 (略)

(削除)

別紙 1 6 4 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

別紙 1 4 8 J 6 0 7 4 5 - 2 - 1 4 (H 1 4) 手持ち型電動工具
の安全 パート 2 : かなの個別要求事項 (略)

別紙 1 4 9 (略)

別紙 1 5 0 (略)

別紙 1 5 1 J 6 0 7 4 5 - 2 - 1 7 (H 1 4) 手持ち型電動工具
の安全 パート 2 : ルータ及びトリマの個別要求事項 (略)

別紙 1 6 0 ~ 別紙 1 6 2 (略)

別紙 1 6 3 J 6 0 9 5 0 (H 1 9) 情報技術機器の安全性 (略)

別紙 1 6 4 (略)

別紙 1 6 5 J 6 0 9 9 8 - 1 (H 1 4) 家庭用及びこれに類する
用途の低電圧用接続器具 パート 1 : 一般要求事項 (略)

別紙 1 6 6 J 6 0 9 9 8 - 2 - 1 (H 1 4) 家庭用及びこれに類
する用途の低電圧用接続器具 パート 2 : ねじ形締付式接
続器具の個別要求事項 (略)

別紙 1 6 7 J 6 0 9 9 8 - 2 - 2 (H 1 4) 家庭用及びこれに類
する用途の低電圧用接続器具 パート 2 : ねじ無し形締付
式接続器具の個別要求事項 (略)

(削除)

別紙 168 J60998-2-3(H14) 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート2：絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項 (略)

(削除)

別紙 169 J60998-2-4(H14) 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート2：ねじ込み形接続器具の個別要求事項 (略)

(削除)

別紙 170 J60998-2-5(H14) 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート2：端子又は接続器具用の接続ボックス(接続又は分岐用)の個別要求事項

別紙 181 ~ 別紙 199 (略)

別紙 181 ~ 別紙 199 (略)

別紙 200 (略)

別紙 200 (略)

別紙 201 (略)

別紙 201 (略)

別紙 202 (略)

別紙 202 (略)

別紙 202の2 (略)

別紙 202の2 (略)

別紙 203 (略)

別紙 203 (略)

別紙 204 ~ 別紙 206 (略)

別紙 204 ~ 別紙 206 (略)